一般財団法人大分県消防協会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人大分県消防協会定款(以下「定款」という。)に基づき、 一般財団法人大分県消防協会(以下「本会」という。)の運営に必要なことを定めるもの とする。

第2章 機関

(役員等)

- 第2条 定款第21条第1項に基づく役員の選任については、次の条件を満たす者から選出する。
 - (1) 理事は、県の消防主管課(室)長の職にある者、各市町村の消防団長から1名及び 消防長会から1名選出された者とする。
 - (2) 監事は、学識経験者から1名及び消防長会から1名選出された者とする。
- 2 同条第2項に基づく会長は、消防団長の職にある理事の中から理事会において選出する。
 - (1) 会長候補者が2名以上の場合は、出席理事の選挙によりこれを選出する。
 - (2) 前号の選挙は、単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって 当選者とする。この場合において、最多数を得た者が2人以上あるときは、これ らの者について更に投票を行い、多数を得た者をもって当選者とする。
- 3 同条第2項に基づく副会長は、理事で次の各ブロックにおいてそれぞれ1名推薦され た者。
 - (1) 県北(中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町)
 - (2) 県央(大分市、別府市、日田市、由布市、九重町、玖珠町)
 - (3) 県南(佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市)
- 4 同条第2項に基づく常務理事は、県の消防主管課(室)長の職にある理事をもって充てる。
- 5 定款第10条に規定する評議員の選任については、各市町村の消防団長または副団長 から1名及び消防長会から1名選出された者とする。

(顧問等の委嘱及び推薦)

- 第3条 本会の事務を遂行するために、必要がある場合は、会長は、顧問を委嘱すること ができる。
- 2 顧問は、会長の諮問に応じ意見を開陳する。
- 3 公益財団法人日本消防協会の代議員等役員は、会長及び副会長の中から会長がこれを 推薦する。

第3章 表彰

(会長の表彰)

- 第4条 本会の行う表彰は、会長がこれを行うものとする。
- 第5条 前条に定める会長の表彰を受けるものは次のとおりとする。
- (1) 正会員
- (2)消防組織法第9条に定める消防機関(以下「消防機関」という)
- (3) 正会員及び消防機関以外のもの

(表彰の種類)

- 第6条 会長の行う表彰は、次の各号に定めるものとする。
- (1) 表彰旗(又はまとい)を授与する表彰
- (2) 竿頭綬を授与する表彰
- (3)特別功績章を授与する表彰
- (4) 勤続章を授与する表彰
- (5) 顕彰状を授与する表彰
- (6)表彰状を授与する表彰
- (7) 感謝状を授与する表彰
- 2 表彰旗(又はまとい)は、総合的消防力の強化拡充ついて、特に優秀であり、広く他 の模範と認められる消防機関に対してこれを授与する。
- 3 竿頭緩は前項に次ぎ優秀と認められる消防機関に対してこれを授与する。
- 4 特別功績章は、1級及び2級の2種とし、次の区分に従い正会員に対してこれを授与 する。
 - 1級 ① その地方の消防に画期的な刷新を加え、地方の名望を一身に受けるもの。
 - ② 災害の現場において、危険を冒し抜群の活動をなし、その功労が一般の**亀鑑**であるもの。
 - ③ 自己の危険を顧みず人命を救出し、又は公共の奉仕に尽力し消防精神の発揚と認められる善行をなしたもの。
 - 2級 ① 前号に次ぐ功績のあるものに対し、これを授与する。
- 5 勤続章は、次の区分に従い、永年に亘り消防業務に尽瘁し、功労が顕著である正会員 に対し授与する。
- (1) 永年勤続功労章 勤続35年以上のもの
- (2) 永年勤続功績章 勤続30年以上のもの
- (3) 永年勤続精績章 勤続25年以上のもの
- (4) 永 年 勤 続 章 勤続20年以上のもの
- 6 顕彰状は消防任務の遂行中殉職した正会員及び正会員以外の者に対してこれを授与する。
- 7 表彰状は消防任務の遂行上、功労のある正会員に対し授与する。
- 8 感謝状は消防上著しい功労功績があると認められる消防機関以外の団体及び正会員以外の者に対し授与する。

(表彰の具申)

第7条 市町村長は前条に定める表彰に該当する正会員又は消防機関並びに正会員以外の 者及び消防機関以外の団体があると認めたときは、会長の定めるところによりこれを会 長に具申するものとする。

(副 賞)

第8条 第6条第1項乃至第7号の表彰には金品を附することができる。

(表彰の時期)

第9条 会長は、原則として第5条に定める表彰は大分県との共催による消防大会で行う ものとする。

(形状及び制式)

第 10 条 表彰旗(まとい)、竿頭綬、特別功績章、勤続章及び顕彰状、表彰状の形式及び 制式は会長がこれを定める。

(徽章の返納)

第11条 会長は、特別功績章及び勤続章を授与された者が禁固以上の刑に処せられ、又は 懲戒処分により罷免されたときは、これを返納させることができる。

第4章 事務局

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(職務)

- 第13条 事務局長は会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- 2 定款第27条に定める職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(専決事項)

- 第14条 事務局長は、次の事項について専決することができる。
 - (1) 職員の事務分掌に関すること。
 - (2) 職員の出張、休暇の承認及び服務に関すること。
 - (3) 臨時職員の雇用に関すること。
 - (4) 予算の執行に関すること。
 - (5) 評議員会及び理事会で議決された事項並びにあらかじめ処理の方針を指示された事項に関すること。

ただし、重要または異例な事項は除く。

(6) 定例及び軽易な事項に関すること。

(その他)

- 第15条 本会の事務処理上必要な規程及び職員の給与並びに服務上必要な事項等について は、別に会長の定めるところによる。
- 2 本会は、別に定めるところにより、事業年度毎に退職積立金を積み立てる。

附則

この細則は平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この細則は平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この細則は令和5年5月18日から施行する。(第6条関係改正)